

遊びの達人派遣事業 利用の手引き

令和 7 年 4 月改訂 福岡市こども未来局こども健全育成課

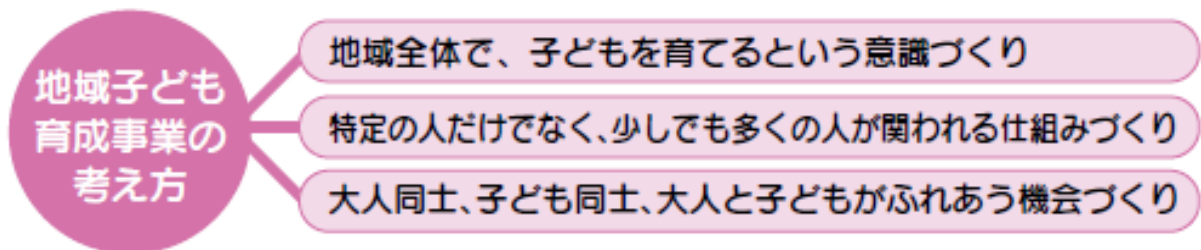
— はじめに —

地域子ども育成事業は、子どもの日常生活の場である地域の中で、子どもが自由に自主的に活動し、様々な体験や経験を積み重ねて、個性や創造性を育むとともに、子ども同士や地域の人々とのふれあいの中で、社会性や自律性を身につけることができるような環境づくりを進めることを目的としています。

これをしなければならないとか、特別なことをする事業ではありません。この事業は少しでも多くの大人が、地域の子どものことを考えるきっかけづくりです。

この手引きは、福岡市の実施する「地域子ども育成事業」のうち、「遊びの達人派遣事業」の申請手続き等についてまとめたものです。

地域のことを最もよく知っている地域の大人が中心となって、自分たちの地域が子どもにとって住みやすい、親しみやすい地域にするにはどうしたらよいか考え、地域の中で、子どもの育成活動をしている人々の輪を少しずつ大きくしていくため、ぜひご活用ください。

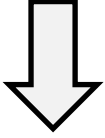


— 目 次 —

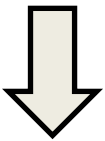
1	遊びの達人派遣事業手続きの概要	1
2	遊びの達人派遣事業について	3
	(1) 事業の目的	
	(2) 事業の概要	
	(3) 子どもの対象範囲	
	(4) 遊びの達人について	
	・遊びの達人に関する Q&A	
3	派遣の相談の際の確認事項及び申請について	4
	(1) 対象となる活動について	
	(2) 対象団体	
	・活動・対象団体に関する Q&A	
4	遊びの達人派遣申請手続きについて	7
	(1) 遊びの達人の派遣回数について	
	(2) 遊びの達人の派遣人数及び派遣時間について	
	・遊びの達人派遣申請手続きに関する Q&A	
5	遊びの達人との打ち合わせについて	10
	・遊びの達人との打ち合わせに関する Q&A	
6	実績報告について	10
(参考)		
	遊びの達人派遣事業実施要綱・様式	12

遊びの達人派遣手続きの概要

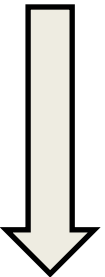
① 派遣の相談



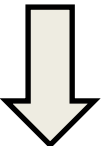
② 申請書の提出



③ 打ち合わせ



④ 本番



⑤ 報告書の提出

リストに登録されている遊びの達人の派遣を希望される場合、各区役所の青少年担当課へ開催予定日の半年前から1か月前までに申請ができるようご相談ください。希望された遊びの達人が開催日に派遣できるかなどの調整をいたします。

日程調整などが終わりましたら、各区役所から連絡いたします。
申請書に必要事項を記入のうえ、開催予定日の半年前から1か月前までに、各区役所の青少年担当課へご提出ください。



遊びの達人の派遣が決まりましたら、文書が送付されます。

文書の中には、遊びの達人の連絡先が記載されています。

遊びの達人へ直接連絡し、遊びの活動に向けた詳細の打ち合わせを行ってください。

打合せをする中で、遊びの達人の派遣内容に変更が及ぶような活動の内容変更が生じた場合は、速やかに各区役所の青少年担当課へご連絡の上、変更届等をご提出ください。

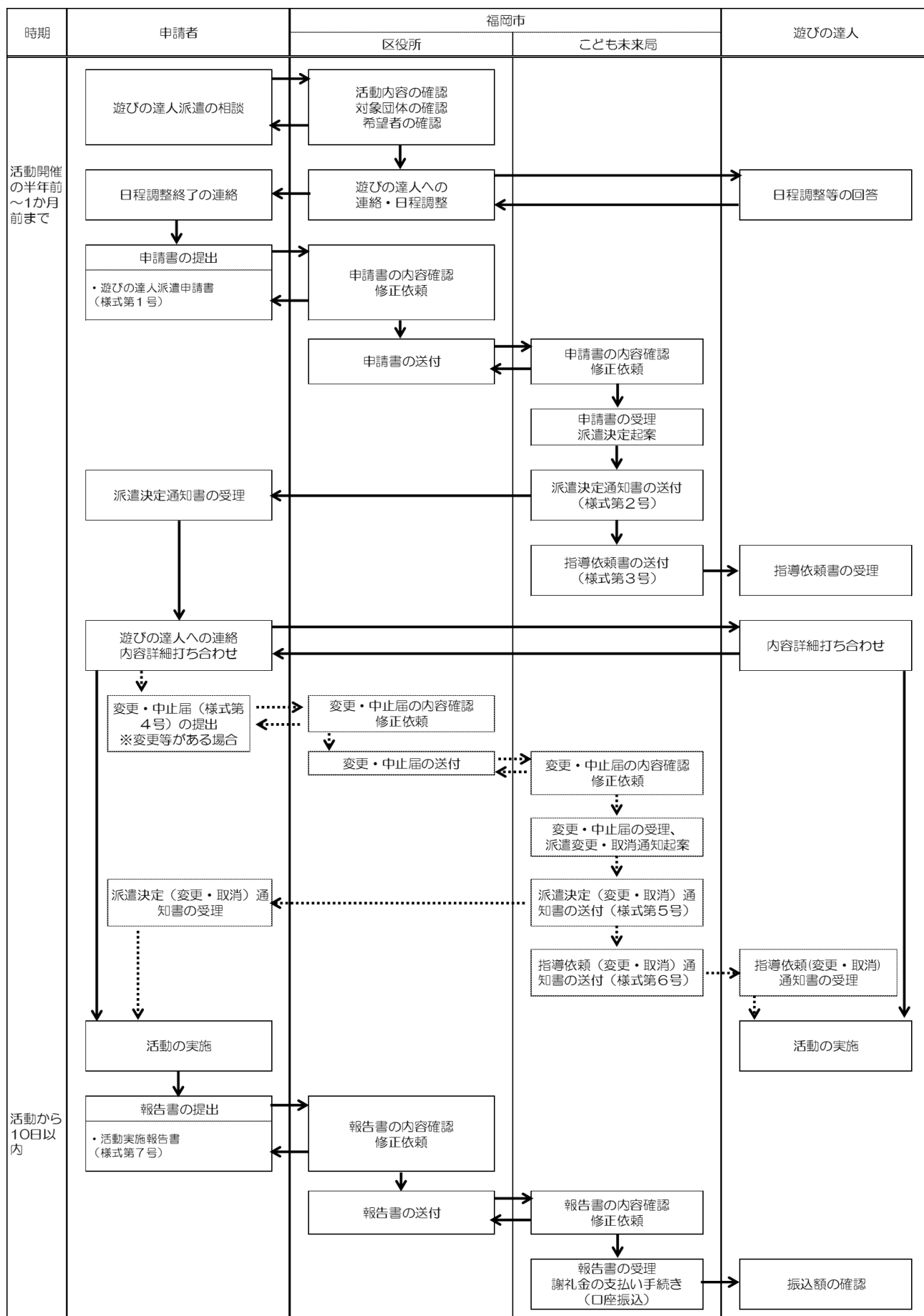
打ち合わせが終われば、いよいよ本番です。



活動の内容について、報告書に必要事項を記入の上、活動の開催日から10日以内に、各区役所の青少年担当課へご提出ください。

報告書が提出され次第、福岡市から遊びの達人へ報酬を支払います。提出がない場合、遊びの達人へ謝礼金を支払うことができませんので、忘れずにご提出ください。

遊びの達人派遣事業 事務フロー



2 遊びの達人派遣事業について

(1) 事業の目的（要綱第1条関係）

地域子ども育成事業の一環として、子どもたちの自主的な遊びや集団遊びを通じた仲間づくり、大人と子どものふれあいの場や機会づくりを推進することが目的です。

(2) 事業の概要

地域団体が開催する子どもたちを対象にした活動に、登録した遊びの達人を市が派遣します。なお、遊びの達人の謝礼金の支払いは市が行います。

(3) 子どもの対象範囲（要綱第2条関係）

この事業においては、子どもの対象範囲を「乳幼児から中学生まで」とします。

(4) 遊びの達人について

市に登録された遊びの達人は、以下の一覧表に記載された項目ごとに専門分野が分かれており、活動できる地域や曜日が異なります。

遊びの達人の詳細については、遊びの達人リストを各区役所の青少年担当課（※連絡先は4ページ記載）に設置しておりますので、お問い合わせください。

○専門分野一覧表

項目					
1	レクリエーション	6	工作全般	11	自然科学
2	野外活動・キャンプ	7	手芸・クラフト	12	ダンス・エアロビクス
3	スポーツ・ニュースポーツ	8	演劇	13	バルーンアート
4	自然体験活動	9	音楽・リトミック	14	パネルシアター
5	伝承遊び	10	調理	15	その他

○遊びの達人に関する Q&A

問1) 遊びの達人リストに登録されていない講師を派遣してもらえますか。

答1) 原則、遊びの達人リストに登録されている遊びの達人以外の派遣はできません。
各区役所の青少年担当課にお問い合わせください。

3 派遣の相談の際の確認事項及び申請について

遊びの指導者の派遣をご希望される際は、希望日の半年前から1か月前までに申請できるよう、各区役所の青少年担当課へ事前にご相談ください。相談は随時受け付けております。

その際、次の項目について確認し、申請が可能かの判断を行います。その後、各区役所において、ご希望の遊びの指導者と開催日に派遣できるかなどの調整を行い、その結果等について連絡いたします。

なお、各区役所の青少年担当課は、以下のとおりです。

【各区青少年担当課 連絡先】

東区役所生涯学習推進課	電話：645-1121 FAX：645-1042 E-MAIL：gakushu.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
博多区役所地域支援課	電話：419-1043 FAX：434-0053 E-MAIL：t-shien.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
中央区役所企画振興課	電話：718-1055 FAX：714-2141 E-MAIL：kikaku.CWO@city.fukuoka.lg.jp
南区役所企画振興課	電話：559-5064 FAX：559-5014 E-MAIL：kikaku.MWO@city.fukuoka.lg.jp
城南区役所企画振興課	電話：833-4054 FAX：844-1204 E-MAIL：kikaku.JWO@city.fukuoka.lg.jp
早良区役所地域支援課	電話：833-4403 FAX：851-2680 E-MAIL：k-sien@city.fukuoka.lg.jp
西区役所企画振興課	電話：895-7033 FAX：885-0467 E-MAIL：shinko.NWO@city.fukuoka.lg.jp

※担当者が不在にしている場合がありますので、来課される際には、上記連絡先へ事前にご連絡ください。

(1) 対象となる活動について（要綱第3条関係）

次のいずれかに該当する活動が対象となります。

- ①地域の子どもたちを対象として開催される子どもの集団遊びの促進を図る活動
- ②遊びを通して大人と子どものふれあいを促進することを目的とした活動

ただし、上記を満たした場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、事業の対象とはなりません。

- ①営利を目的とするもの
- ②宗教的又は政治的宣伝を目的とするもの
- ③公序良俗に反するもの
- ④乳幼児とその保護者のみを対象とするもの
- ⑤留守家庭子ども会または放課後等の遊び場を運営する団体が開催するもの

(2) 対象団体（要綱第2、4条関係）

小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、以下に定める団体が対象となります。

区分	団体
1 小学校区※1	・自治協議会（自治連合会） ・青少年育成連合会 ・子ども会育成連合会※2 ・小学校PTA ・おやじの会 ・主な活動の範囲が小学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体
2 中学校区	・中学校区青少年育成連絡協議会 ・中学校PTA ・おやじの会 ・主な活動の範囲が中学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体

※1 博多小学校区、住吉小学校区、舞鶴小学校区にあっては、地区単位で考えるものとします。

（博多小学校区）

大浜地区、奈良屋地区、冷泉地区、御供所地区の各地区を1小学校区とします。

（住吉小学校区）

住吉地区、美野島地区の各地区を1小学校区とします。

（舞鶴小学校区）

大名地区、簀子地区、舞鶴地区の各地区を1小学校区とします。

※2 子ども会育成連合会については、単位子ども会も対象団体として含みます。

ただし、単位子ども会が事業を利用する場合、必ず校区内の理解を得て不公平感が生じないように調整してください。

○活動・対象団体に関する Q&A

問 2) 中学校区青少年育成連絡協議会は、遊びの達人の派遣の対象となりますか。

答 2) 中学校区青少年育成連絡協議会は、遊びの達人派遣事業の対象団体となります。
ただし、中学校区青少年育成連絡協議会に対する補助制度（中学校区非行防止対策事業補助金）があり、そちらでも講師等の派遣費用は補助対象となりますので、当該補助金で対応できないかについて、検討いただきますようお願いします。
なお、中学校区非行防止対策事業補助金についても、区の青少年担当課が窓口となります。

4 遊びの達人派遣申請手続きについて

各区役所より、上記「3 派遣の相談の際の確認事項について」に記載された事項の確認及び遊びの達人との調整等が終わった旨の連絡がありましたら、様式第1号「遊びの達人派遣申請書」に必要事項をご記入の上、各区役所の青少年担当課へ申請してください。

開催日の半年前から申請可能で、開催日の1か月前が申請の締切日となりますので、ご注意ください。

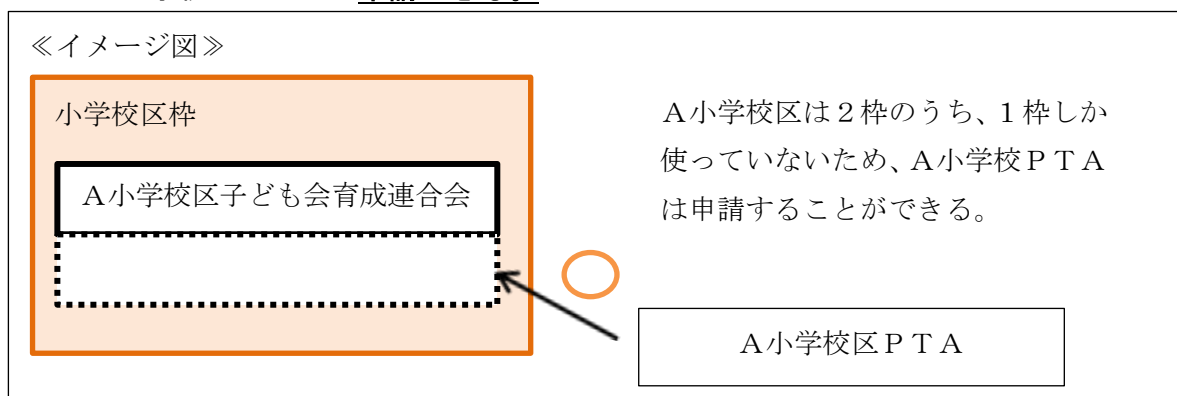
(1) 遊びの達人の派遣回数について（要綱第6条関係）

遊びの達人の派遣回数は、3（2）対象団体の小学校区単位の団体からの申請は、1年度2団体までとし、中学校区単位の団体からの申請は、1年度1団体までとします。

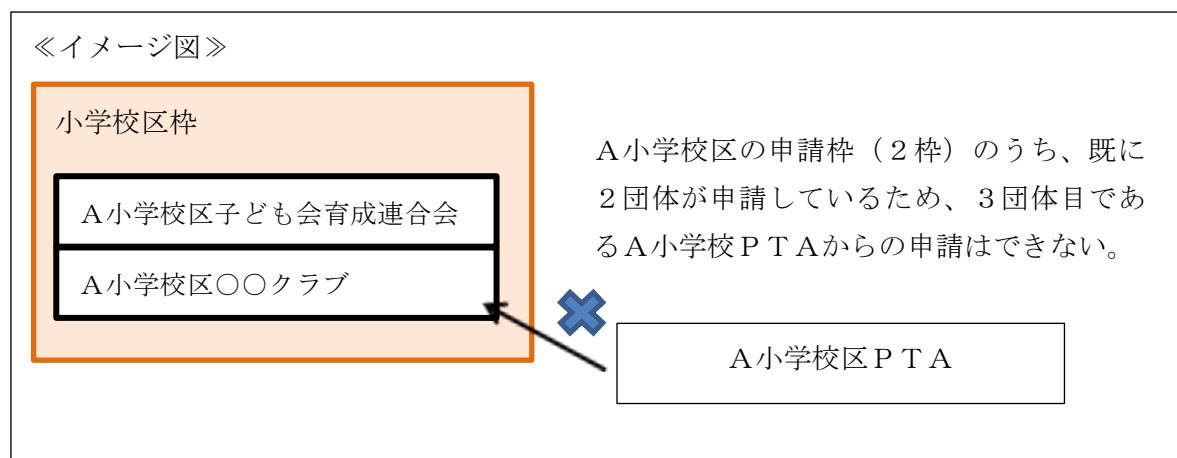
なお、同一団体が1年度に2回以上申請することはできません。

ただし、要綱別表に規定する団体の機能を複数兼ねる場合は、その機能ごとに別個の団体としてみなすことができます。

（例1） A小学校区において、A小学校区子ども会育成連合会しか申請していない場合、A小学校区PTAは申請できる。

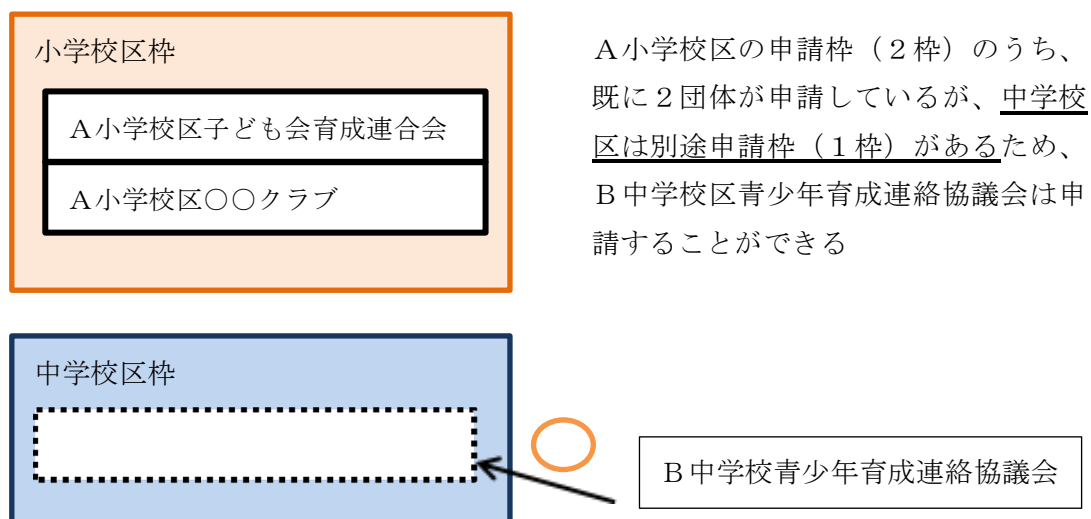


（例2） A小学校区において、既に2団体（どちらも小学校区の団体）が申請している場合、さらに、A小学校PTAは申請できない。



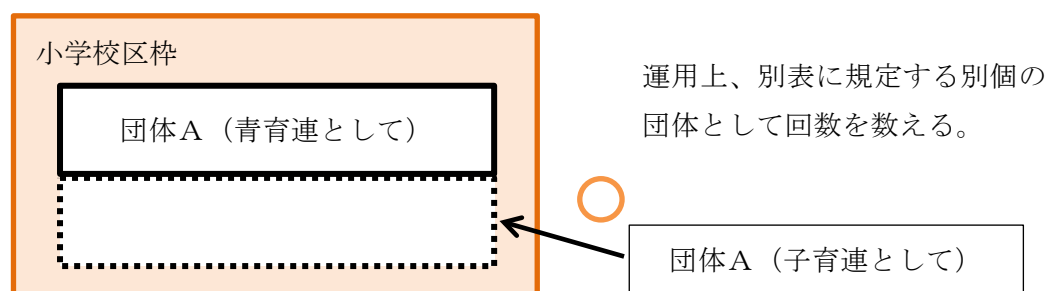
(例3) A小学校区において、既に2団体（どちらも小学校区の団体）が申請しているが、A小学校が属するB中学校区青少年育成連絡協議会は申請できる。

《イメージ図》



(例4) A小学校区において、すでに団体Aが青育連として申請しているが、団体Aは青育連と子育連の2つの機能を兼ねていることから、今度は子育連として新たに申請できる。

《イメージ図》



(2) 遊びの達人の派遣人数及び派遣時間について（要綱第7条関係）

- ・ 遊びの達人の派遣人数は、1回の活動につき2人までとします。
- ・ 遊びの達人の派遣時間は、1回の活動につき2時間までとします。

○遊びの達人派遣申請手続きに関する Q&A

問3) 同じ校区や団体で毎年申請できますか。
また、申請できる場合は、活動内容は同じでも構いませんか。

答3) 同じ校区や団体であっても、毎年申請することができます。
活動内容が同じでも申請できますが、異なるメンバーで活動したり、前回の内容を踏まえたフォローアップを行ったりするなど、可能な限り活動内容を充実させていくことが望ましいです。

問4) 遊びの達人を3名派遣してもらうことは可能ですか。

答4) この制度では1回の活動につき、遊びの達人を2名までしか派遣できません。
詳しくは、区の青少年担当課へご確認ください。

問5) 予定している活動が3時間になる場合、謝礼金を3時間分払えませんか。

答5) 謝礼金は2時間分までしか支払うことはできません。2時間で終わるように調整してください。
詳しくは、区の青少年担当課へご確認ください。

5 遊びの達人との打ち合わせについて

申請書が提出されましたら、内容を審査します。その結果、遊びの達人の派遣が認められましたら、様式第2号「遊びの達人派遣決定通知書」を、申請書の連絡先に記入された住所へ送付いたしますので、ご確認ください。

通知書がお手元に届きましたら、通知書の中に派遣される遊びの達人の連絡先が記載されておりますので、派遣される遊びの達人へ直接連絡を取っていただき、本番に向けた打ち合わせを実施してください。

なお、派遣される遊びの達人に対しては、担当課より依頼文を送付し、直接打ち合わせの連絡が入る旨を伝えています。

打ち合わせが終わりましたら、活動を実施してください。

遊びの達人のスキルを学び、今後の地域での育成活動の参考にしてください。

○遊びの達人との打ち合わせに関する Q&A

問6) 遊びの達人から交通費が別途必要と言われた場合はどうすればいいですか。

答6) この事業は「遊びの指導への謝礼金」を助成する事業であるため、交通費については遊びの活動を主催する団体で対応してください。

問7) 打合せを行う中で、活動の内容に変更がある場合や、やむを得ず活動を中止とする場合には何か手続きが必要ですか。(要綱第10条関係)

答7) 遊びの達人の派遣内容に変更を及ぼす場合は、速やかに各区役所青少年担当課に連絡の上、活動の変更・中止届(様式第4号)を提出してください。

6 実績報告について(要綱第12条、13条関係)

活動が終わりましたら、その内容について、様式第7号「遊びの達人実施報告書」に必要事項を記入の上、開催日から10日以内に、各区役所へご提出ください。

報告書が提出されない場合、福岡市から遊びの達人へ謝礼金を支払うことができません。提出を忘れないようにしてください。

○遊びの達人との打ち合わせに関する Q&A

問 7) 遊びの達人派遣事業の実施日に天候不良で、事業が中止になってしまいましたが、謝礼金の支払いは行われますか。

答 7) 謝礼金は、様式第 7 号「遊びの達人実施報告書」にて、活動が実施されたことを確認したうえで支払いを行うため、事業が中止になった場合は、謝礼金を支払うことはできません。

遊びの達人派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域子ども育成事業の一環として、子どもたちの自主的な遊びや集団遊びを通じた仲間づくり、大人と子どものふれあいの場や機会づくりを推進するため、地域の活動に遊びの指導者（以下「遊びの達人」という。）を派遣する遊びの達人派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 原則として、乳幼児から中学生までのものをいう。
- (2) 小学校区 福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に定める小学校区のことをいう。

(対象となる活動)

第3条 事業の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の子どもたちを対象として開催される子どもの集団遊びの促進を図る活動
- (2) 遊びを通して大人と子どものふれあいを促進することを目的とした活動

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、事業の対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教的又は政治的宣伝を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 乳幼児とその保護者のみを対象とするもの
- (5) 留守家庭子ども会または放課後の遊び場を実施する団体が開催するもの

(対象団体)

第4条 事業の対象となる団体は、小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、別表に定める団体とする。

(遊びの達人の登録)

第5条 事業で派遣される遊びの達人は、遊びの指導に関する専門家や、レクリエーションなどの技能を有する者から選定し、遊びの達人の活動実績、資格、免許の内容等を総合的に判断した上で登録を行う。

2 遊びの達人の登録期間は、登録した日から登録した日の属する年度末までとする。ただし、遊びの達人から申し出があった場合、市長は、その期間を更新することができる。

3 市長は、遊びの達人が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 遊びの達人から登録辞退の申し出があった場合

- (2) 遊びの達人が死亡した場合
- (3) 遊びの達人として活動中に、政治的、宗教的な活動、営利を目的とした活動のほか、事業の目的に反する活動を行ったと認められる場合
- (4) その他市長が遊びの達人としてふさわしくないと判断した場合

(遊びの達人の派遣回数)

第6条 遊びの達人の派遣は、別表に定める区分に応じ、次の各号のとおり定める。

- (1) 別表の区分「1 小学校区」については、1年度につき2団体までとする。
- (2) 別表の区分「2 中学校区」については、1年度につき1団体までとする。

2 前項の規定に関わらず、同年度に同一団体から複数回の申請は認めない。ただし、団体内に、別表に規定する団体の機能が複数ある場合は、その機能ごとに別個の団体とみなすこととする。

(遊びの達人の派遣人数及び派遣時間)

第7条 遊びの達人の派遣人数は、1回につき2名までとし、派遣時間は2時間以内とする。

(遊びの達人派遣の申請)

第8条 遊びの達人派遣を希望する団体は、派遣を希望する日の6月前から1月前までの間に遊びの達人派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(遊びの達人派遣の決定)

第9条 市長は、遊びの達人派遣の申請があった場合は、その内容を審査し、遊びの達人を派遣すべきものと認めるものについて、予算の範囲以内で派遣を決定し、遊びの達人派遣決定通知書（様式第2号）をもって通知する。

2 市長は、遊びの達人派遣を決定した場合は、派遣する遊びの達人に対し、遊びの達人派遣事業指導依頼書（様式第3号）にて、派遣を依頼する。

(活動の変更及び中止)

第10条 遊びの達人派遣の決定を受けた団体（以下、「活動実施団体」という。）は、前条第1項の通知を受けた後において、活動を変更または中止する場合は、速やかに遊びの活動（変更・中止）届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合はその他の方法により届け出ることができる。

(遊びの達人派遣決定の変更及び取消)

第11条 市長は、活動実施団体より活動の変更または中止の届出があった場合は、活動実施団体に対し、派遣決定の変更または取消について遊びの達人派遣決定（変更・取消）通知書（様式第5号）をもって通知する。

2 市長は、遊びの達人派遣決定の変更または取消を行う場合は、派遣する予定であった遊

びの達人に対し、遊びの達人派遣事業指導依頼（変更・取消）通知書（様式第6号）をもって通知する。

（実施報告）

第12条 活動実施団体は、活動終了後10日以内に「遊びの活動実施報告書（以下「報告書」という。）」（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

（謝礼金の支払い）

第13条 市長は活動実施団体から事業終了の報告があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、派遣した遊びの達人へ謝礼金を支払う。

2 講師の謝礼金の1時間あたりの単価は、別途定める。

（事業の実施体制）

第14条 この事業は、こども未来局担当課及び区青少年担当課により実施する。

2 こども未来局担当課の役割は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業の方針、内容決定に関すること。
- (2) 事業の予算要求、決算に関すること。
- (3) 事業の全市的な広報、情報提供に関すること。
- (4) 遊びの達人への依頼、派遣決定に関すること。
- (5) 事業実施確認、謝礼金の支払に関すること。

3 区青少年担当課の役割は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域団体等への事業紹介、情報提供に関すること。
- (2) 事業に関する地域団体からの相談対応
- (3) 申請書、報告書の受付
- (4) 遊びの達人との連絡調整
- (5) 事業実施に関するこども未来局担当課との連絡調整

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第 4 条関係

区分	団体
1 小学校区	・ 自治協議会（自治連合会） ・ 青少年育成連合会 ・ 子ども会育成連合会 ・ 小学校 P T A ・ おやじの会 ・ 上記に該当する団体以外で、主な活動の範囲が小学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。
2 中学校区	・ 中学校区青少年育成連絡協議会 ・ 中学校 P T A ・ おやじの会 ・ 上記に該当する団体以外で、主な活動の範囲が中学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。

遊びの達人派遣申請書

(あて先) 福岡市長

年 月 日

住所 _____

団体名 _____

代表者の職氏名 _____

下記のとおり遊びの活動を実施しますので、遊びの達人の派遣をお願いします。

記

区名	区	校区	小学校区 ・ 地区	中学校区
担当者連絡先		担当者氏名		
		住所 〒		
		TEL : FAX :		
活動の内容	【活動の名称】			
	【活動の目的及び希望する指導内容】			
	【開催日時】 年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分			
	【実施場所】			
	【指導の時間】 時 分 ~ 時 分			
	【参加予定者数】 人			
	《内 訳》			
	・乳幼児	人	・小学生	人 (低学年 人・高学年 人)
	・中学生	人	・保護者	人
	・その他 (			人)
希望する遊びの達人		①	②	
その他		申請する団体の主な活動の範囲が小学校区または中学校校区であること。団体が自治協議会、青少年育成連合会、校区子ども会育成連合会、小中学校PTA、小中学校おやじの会、中学校区青少年育成連絡協議会以外の団体の場合は、会員以外にも幅広く参加を呼びかける方法を記入してください。 その他、特に希望されることがあれば記入してください。		

※申請書は、活動の6月前から1月前までの間に区青少年担当課へご提出ください。

※活動の具体的な内容が未定の場合は、予定の内容をご記入ください。

遊びの達人派遣決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付の貴団体からの遊びの達人派遣申請につきまして、下記のとおり派遣を決定しましたので通知いたします。

記

派遣者名	フリガナ 〔氏名〕		
	〔連絡先〕 TEL : メール : FAX :		
派遣日時	年 月 日 〔 時 分 ~ 時 分〕	派遣場所	
備考			

※遊びの達人には、団体名、活動の名称、内容、日時、場所等について、事前に連絡調整を行い、了解を得ております。申請団体の代表者より、直接連絡がある旨を伝えていますので、活動の詳細については、遊びの達人と直接打ち合わせを行ってください。

※活動を変更または中止される場合は、速やかに下記「この活動についてのお問い合わせ」の連絡先にご連絡の上、「遊びの活動（変更・中止）届」（様式第4号）を提出してください。

この活動についてのお問い合わせ	遊びの達人派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担 当:	担 当:
T E L :	T E L :
F A X :	F A X :

遊びの達人派遣事業指導依頼書

(公 印 省 略)
 第 号
 年 月 日

様

福岡市長

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、青少年の健全育成に格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度、下記団体から遊びの達人の派遣申請があり、派遣を決定いたしました。

つきましては、ご多忙の折とは存じますが、下記活動の指導者としてご指導いただきますようお願いいたします。

記

1 日時

2 団体名

3 活動の名称

4 開催場所

5 参加予定者

6 その他

- ・活動の詳細な打ち合わせについては、団体から直接ご連絡いたします。
- ・謝礼金については、活動終了を確認後、指定の口座へお振込みいたします。

この活動についてのお問い合わせ	遊びの達人派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担 当:	担 当:
T E L :	T E L :
F A X :	F A X :

遊びの活動（変更・中止）届

（あて先）福岡市長

年 月 日

住所 _____

団体名 _____

代表者の職氏名 _____

年 月 日付 第 号により遊びの達人派遣決定の通知があった活動について、下記のとおり（変更・中止）するので届出いたします。

記

区名	区	校区	小学校区 ・ 地区	中学校区
担当者連絡先		氏名		
		住所 〒		
		TEL : FAX :		
元の活動内容	【開催日時】 【活動の名称】 【開催場所】			
変更・中止の内容				
派遣予定の指導者名		①	②	
変更・中止の理由				

遊びの達人派遣決定（変更・取消）通知書

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付 第 号により通知しました遊びの達人派遣決定について、下記のとおり決定を（変更・取消）しましたので、通知いたします。

記

〔変更・取消内容〕

○活動の名称

○開催日及び指導時間

○開催場所

○遊びの達人

○変更・取消の理由

この活動についてのお問い合わせ	遊びの達人派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担 当:	担 当:
T E L :	T E L :
F A X :	F A X :

様式第 6 号

遊びの達人派遣事業指導依頼（変更・取消）通知書

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付 第 号により依頼しておりました遊びの達人派遣事業の指導依頼について、
下記のとおり指導依頼を（変更・取消）しましたので通知いたします。

記

〔変更・取消内容〕

○団体名

○活動の名称

○開催日及び指導時間

○開催場所

○遊びの達人

○変更・取消の理由

この活動についてのお問い合わせ	遊びの達人派遣事業についてのお問い合わせ
区 課 担当： TEL： FAX：	局 課 担当： TEL： FAX：

遊びの活動実施報告書

(あて先) 福岡市長

年 月 日

住所

団体名

代表者の職氏名

下記のとおり遊びの活動を実施しましたので、報告します。

記

区名	区	校区	小学校区・地区	中学校区
担当者連絡先		氏名		
		住所 〒		
		TEL : FAX :		
活動の内容	【実施日時】 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
	【活動の名称】			
	【活動(指導)の内容】			
	【実施場所】			
	【指導の時間】 時 分 ~ 時 分			
	【参加者数】 人			
	《内 訳》			
	・乳幼児 人 ・小学生 人 (低学年 人、高学年 人) ・中学生 人 ・保護者 人 ・その他 (人)			
派遣された指導者名		①	②	
そ の 他		※活動の感想及び遊びの達人の印象等を自由にご記入ください。		

※報告書は、活動終了後10日以内に区青少年担当課へ提出してください。